



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則		
*1 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	 1
○ 教育委員会規則		
*1 和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則	 2
○ 告示		
1 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課) 3
2 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課) 4
3 身体障害者福祉法による医師の指定	(障害福祉課) 5
4 保安林の指定の解除	(森林整備課) 5
5 保安林の指定	(") 5
6 " "	(") 6
7 " "	(") 6
8 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(") 6
9 " "	(") 7
10 保安林の指定施業要件の変更	(") 7
11 " "	(") 8
12 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(") 8
13 " "	(") 8
14 道路の区域変更	(道路保全課) 9
15 道路の供用開始	(") 9
16 道路の位置の指定	(都市政策課) 9
*17 和歌山県屋外広告物条例第6条第2項第8号に規定する知事が指定する広告物等の指定	(") 9
○ 公告		
都市計画の案の縦覧	(都市政策課) 10
日高港緑地塩屋緑地の指定管理者の指定	(港湾空港振興課) 10
由良港吹井小型船舶係留施設、網代第一小型船舶係留施設、網代第二小型船舶係留施設、網代第三小型船舶係留施設、網代第四小型船舶係留施設及び阿戸小型船舶係留施設の指定管理者の指定	(") 10

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第1号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年1月7日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>（派遣の対象とならない職員の特例）</p> <p>第4条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の規定により和歌山県以外の地方公共団体の職員に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">団体の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>条例第2条第1項第2号に該当する団体</td> <td>略 <u>公益社団法人2025年日本国際博覧会協会</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	団体の名称	略	略	条例第2条第1項第2号に該当する団体	略 <u>公益社団法人2025年日本国際博覧会協会</u>	<p>（派遣の対象とならない職員の特例）</p> <p>第4条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項の規定により和歌山県以外の地方公共団体の職員に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">団体の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>条例第2条第1項第2号に該当する団体</td> <td>略 <u>一般社団法人2025年日本国際博覧会協会</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	団体の名称	略	略	条例第2条第1項第2号に該当する団体	略 <u>一般社団法人2025年日本国際博覧会協会</u>
区分	団体の名称												
略	略												
条例第2条第1項第2号に該当する団体	略 <u>公益社団法人2025年日本国際博覧会協会</u>												
区分	団体の名称												
略	略												
条例第2条第1項第2号に該当する団体	略 <u>一般社団法人2025年日本国際博覧会協会</u>												

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第1号

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年1月7日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立特別支援学校規則（昭和42年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>別記第5号様式（第25条、第31条関係） 入 学 願</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">略</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日生</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	略	年	月	日生	略				略	<p>別記第5号様式（第25条、第31条関係） 入 学 願</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">略</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日生（性別</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	略	年	月	日生（性別		略					略
略	年	月	日生																		
略																					
略																					
略	年	月	日生（性別																		
略																					
略																					

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の別記第5号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用

することができる。

告 示

和歌山県告示第1号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和2年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県和歌山市西庄295番地の9
氏名又は名称 株式会社ヴァイオス 代表取締役 吉村英樹
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月2822-5、2822-6
名称 株式会社ヴァイオス桃山リサイクル工場
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和2年1月7日から同月27日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市市民部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定 年月日	1日当 たりの 使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態							
					区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)
第11号イ UASB 式メ タン 発酵	1	2.4m ³ / 日	許可後	24時間	通常	2.4	6.5- 7.5	3,000以下	3,000以下	-	1,000以下	10以下
					最大	2.4	6.5- 7.5	5,000以下	5,000以下	-	2,000以下	30以下

別表2

種類 及び 形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水 等の 処理 方式	使用開始 予定年月 日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
						区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)

汚泥 処理 施設	RC	W38.5 × L30.9 × H13.3	125	固液 分離 +硝 化液 循環 膜分 離活 性汚 泥処 理	既設	通常	処理前	110	5.8- 8.6	10,000	7,000	20,000	2,000	500	100	多数
						通常	処理後	110	5.8- 8.6	8	30	15	15	0.8	20	3,000 以下
						最大	処理前	125	5.8- 8.6	13,030	9,202	29,365	2,491	828	120	多数
						最大	処理後	125	5.8- 8.6	10	35	20	20	1	30	3,000 以下
排水 処理 施設 CR2	FRP	W11.2 × L3.3 × H3.4	21	接触 ばっ 気	既設	通常	処理前	12.1	6-8	150	100	70	30	3	25	多数
						通常	処理後	12.1	5.8- 8.6	10	7	20	15	2	15	3,000 以下
						最大	処理前	20.2	6-8	200	150	80	40	4	30	多数
						最大	処理後	20.2	5.8- 8.6	20	10	25	20	3	20	3,000 以下
単独 浄化 槽SA -18	FRP	W2.0 × L1.2 × H1.7	0.9	分離 接触 ばっ 気	既設	通常	処理前	0.6	5.8- 8.6	200	120	120	80	8	50	多数
						通常	処理後	0.6	5.8- 8.6	60	35	100	80	8	20	1,000 以下
						最大	処理前	0.9	5.8- 8.6	260	150	150	120	12	60	多数
						最大	処理後	0.9	5.8- 8.6	90	45	125	120	12	30	3,000 以下

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等 の量 (m³/日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm³)
排水口No. 1	通常	223	5.8- 8.6	5.7	15.5	9.0	8.0	0.5	10.1	3,000以下
	最大	253.6	5.8- 8.6	7.2	18.4	11.9	10.8	0.6	15.2	3,000以下

和歌山県告示第2号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和2年1月20日まで縦覧に供する。

令和2年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和元年12月18日

2 名称

特定非営利活動法人ふれあい作業所

3 代表者の氏名

六川廣治

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡有田川町大字徳田1417番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者の福祉向上を目指し、生活の支援をすると共に、社会復帰を促進するために自立に関わる事業を行い、保健、医療または福祉の増進を図る活動に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第3号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和2年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年月日	診断する身体障害の種類													
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は う ご う 直 腸	小 腸	免 疫	肝 臓	
三谷琴絵	脳神経内科	南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1	令和元. 12. 20					○									
出口浩之	外科	くしもと町立病院	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	令和元. 12. 20										○				

和歌山県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字杉野原字大谷671の3
- 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字窪1881の16
- 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字宇井苔字丸藪139の8

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市下川上字桑原1096

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第8号

令和元年和歌山県告示第721号（以下「告示第721号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
金附常市
山本治助
秋山徳鄰
堂柿豊藏
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第721号のとおり

和歌山県告示第9号

令和元年和歌山県告示第733号（以下「告示第733号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
井谷浩
花坂延男
栗山さとの
古元一久
那須武夫
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第733号のとおり

和歌山県告示第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和2年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第12号

令和元年和歌山県告示第659号（以下「告示第659号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
河原清一
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第659号のとおり

和歌山県告示第13号

令和元年和歌山県告示第660号（以下「告示第660号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
保田忠夫
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第660号のとおり

和歌山県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市稲成町字惑在1947番88地内	旧	7.80 ） 15.40	102.30	
同上	新	9.40 ） 35.40	102.30	

和歌山県告示第15号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上富田南部線

供用開始の区間 田辺市稲成町字惑在1947番88地内

供用開始の期日 令和2年1月7日

和歌山県告示第16号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3458	紀の川市貴志川町神戸字山畑936番3の一部、974番の一部、975番2の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘	令和 元. 12. 16	6.00	81.83

和歌山県告示第17号

和歌山県屋外広告物条例（昭和59年和歌山県条例第10号。以下「条例」という。）第6条第2項第8号の規定に基づき知事が指定する広告物又はこれを掲出する物件（以下「広告物等」という。）を次のように指定し、平成9年和歌山県告示第1065号（和歌山県屋外広告物条例第6条第2項第8号の規定に基づく知事が

指定する広告物又はこれを掲出する物件の指定）は、廃止する。

令和2年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 和歌山県屋外広告物条例施行規則（昭和59年和歌山県規則第85号）第11条に規定する基準に適合する
広告物等
- 2 条例の規定又は条例の規定による許可等に付した条件に違反している旨を表示する広告物等

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和2年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路（3・3・8号新和歌浦中之島紀三井寺線、3・2・6号南港山東線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県和歌山市西浜字中新堤内ノ坪、上新堤内ノ坪
湊字西ノ坪、新堤内ノ坪、葭原坪
今福四丁目、今福五丁目、砂山南二丁目、砂山南四丁目、西小二里二丁目、西小二里三丁目、舟津町四丁目
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和2年1月10日から同月24日まで

公 告

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第15条の規定により、日高港緑地塩屋緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 御坊市
和歌山県御坊市菌350番地
- 2 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

公 告

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第15条の規定により、由良港吹井小型船舶係留施設、網代第一小型船舶係留施設、網代第二小型船舶係留施設、網代第三小型船舶係留施設、網代第四小型船舶係留施設及び阿戸小型船舶係留施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年1月7日

- 1 指定管理者 由良町
和歌山県日高郡由良町大字里1220番地の1
- 2 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで